

平成29年産米の市町別生産数量目標の配分算定方法について

国のルールにより、平成27年産米における都道府県別の生産数量目標のシェアと同率で算出された

国から三重県へ生産数量目標の配分

→ 140,453t(面積換算値28,091ha)

(対前年▲1,528t (▲1.08%)、▲305ha)

※国から三重県への自主的取組参考値の付記

→ 140,070t(面積換算値 28,014ha)

次年度の期末在庫量が安定供給を確保できる水準(180万t)となるものとして、生産数量目標と同様の手法で設定。

国から配分された生産数量目標数量は残すことなく各市町へ配分

【A】 ① 水稻採種計画を優先的に配分

『採種数量を優先配分後、②と③の要素により生産数量目標を算定』

② 営農の継続性(前年実績配分)→70%

(前年配分実績－前年採種計画数量)

③ 水稻生産力(水稻作付可能数量(水田台帳))→30%

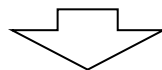
((水田台帳×統計単収7中5)－採種計画数量)

但し、水田台帳については、統計田本地面積との乖離が大きい場合(10%以上の乖離分)は、計算上の補正(乖離分を1/10に圧縮)を行う。

【B】 三重県内の生産数量目標を有効に活用するため、未活用が予想される生産数量目標を、該当市町と事前調整したうえで再配分し、当初の配分数量とともに配分する。

※平成29年産米に係る自主的取組参考値の各市町への配分について

平成29年産については国から提示された割合で一律で提示します。



三重県から市町別生産数量目標の配分算定